

保護者様

東京都立篠崎高等学校

証明書（感染症診断・登校許可について）の提出について

学校において予防すべき感染症の診断を受けた場合、学校保健安全法に基づき出席停止措置となります。罹患した場合は主治医の指示をご確認の上、速やかに学校にご連絡をお願いします。

出席停止の場合には登校再開にあたり、原則医師による登校許可が必要です。下記に主治医の証明を受け、登校初日に学校へ提出してください。（生徒手帳の「証明書」に記載も可）

- ※ インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症の診断を受け、出席停止期間の基準のとおりである場合は、証明書は不要です。別様式「出席停止届（インフル/新型コロナ基準期間内のみ）」を提出してください。

キリトリ

証 明 書

（感染症診断・登校許可について）

学校長 殿

年 組 生徒名：

診 断 名：

出席停止期間： 月 日から 月 日まで

上記の者は療養の結果、感染する恐れがなくなりましたので、登校してもさしつかえないことを認めます。

その他（配慮・管理事項がある場合）

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印